

令和8年3月5日

千葉市教育委員会 様
千葉市立[]小学校
令和3年度校長 [] 様
令和4・5年度校長 [] 様
令和6・7年度校長 [] 様

いじめ重大事態追加調査報告書

千葉市立[]小学校校内いじめ問題対策委員会
追加調査委員 弁護士 中村 礼奈
同 弁護士 田中 大介

1 はじめに

本報告書は、千葉市立[]小学校において発生したいじめ事案（以下「本件」という）について、令和5年3月15日付千葉市立[]小学校校内いじめ問題対策委員会作成に係るいじめ重大事態調査報告書（以下「令和5年報告書」という）に対する追加調査の結果を報告するものである。

2 追加調査の目的及び方法について

本件に対する追加調査は、本件の対象児童Aが重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を講ずることを目的とし、追加調査委員2名において直接関係者からの聴き取り調査を行うとともに、千葉市教育委員会から、関係資料（対象児童の保護者が新たに提出した関係資料及びその他追加調査委員が依頼した資料含む）の提供を受ける方法により実施した。

3 追加調査の経緯について

(1) 追加調査実施期間 令和7年8月8日～令和8年1月20日

(2) 調査対象事項

令和3年4月から同年7月にかけて対象児童A及び対象児童Aの保護者から訴えのあった事案及びその事案への学校の対応について

- ① アフタースクールで1年生からあった関係児童から殴る、蹴る、すごむといった行為
- ② 3年生で編成された学級内において、関係児童から蹴る真似や悪口、嫌なことを言われて学校へ登校できなくなったこと

- ③ 令和3年4月にアフタースクール内で女子児童の胸や股を関係児童に無理やり触れさせられたこと
- ④ 令和3年4月にアフタースクール前のトイレの個室に入っていた時に、関係児童がドアを開けたり、はやし立てたりしたこと
- ⑤ 上記①乃至④を[]小学校に訴えた際の学校の対応
 - ア 児童Aと当時の[]小学校教員との関わり
 - イ 児童Aに対する学習保障の対応
 - ウ 児童Aの転校の手続きに関する対応

(3) 調査方法

- ① 関係資料の収集及び精査
- ② 下記対象者からの聴き取り
 - ア 対象児童A（以下「児童A」という）
 - イ 上記アの保護者・母親（以下「保護者」という）
 - ウ 上記アの当時の担任（以下「担任」という）
 - エ 上記アの当時の教頭（以下「教頭」という）
 - オ 上記イが千葉市教育センターに相談した際に対応した当時の相談員（以下「相談員」という）
 - カ 上記イが千葉市教育センターに相談した際に対応した当時の主任指導主事（以下「主任指導主事」という）
 - キ 関係児童D（前記令和5年3月15日付いじめ重大事態調査報告書記載のD、以下「児童D」という） ※なお、同報告書記載の児童B、児童Eについては、任意の協力が得られなかった。

4 調査結果及び評価について

(1) 事実関係に関する調査結果

ア 前記3(2)調査対象事項記載①の事実については、令和5年報告書作成の根拠資料となっている令和3年度の児童Aからの聴取や児童Aの保護者から学校に対する報告、令和4年度に聴取を行った対象児童からの説明、アフタースクールの指導員の聴き取り（以下「令和5年報告書根拠資料」という。）に加え、今回の追加調査における児童A及び保護者からの聴き取り、保護者から提出された資料（録音反訳を含む）、相談員からの聴き取り、令和元年度及び令和2年度に実施された[]小学校によるアンケートに対する児童Aの回答結果を総合すると、具体的な日時、行為態様、回数までの事実認定は困難であるものの、当該①の事実があったと推認できる。

なお、児童Aは、令和元年度に実施されたアンケートに対して、「なかまはずれにされたり、むしされたりする」、「変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする」、「いやなことを言われたり、ばかにされたりする」の項目に「はい」に○をつけて回答している。その後の担任からの聴き取りにおいてB、Dの名前が出された。

イ 前記3(2)の調査対象事項記載②の事実については、令和5年報告書根拠資料に加え、今回の追加調査における児童A及び保護者からの聴き取り、保護者から提出された資料（録音反訳を含む）、相談員からの聴き取りから、具体的な日時、行為態様、回数までの事実認定は困難であるものの、当該②の事実があったと推認できる。

なお、令和3年4月13日の保護者から担任に宛てた手紙（以下「本件手紙」という。）には、新年度が始まり、「4月11日の夜から12日の朝にかけて、泣きながら『学校に行かれない』と訴えることがありました。訳をきくと、先生のいない休み時間や先生が見ていない隙をみて、お友だちにイジワルをされるとのことでした。」との記載があった。児童Aは、児童B及びDとは、1年生からアフタースクールでは一緒に時間を過ごす関係であったが、同じクラスになったのは、令和3年4月に3年生になってからであるから、当該②の事実が令和3年4月6日から9日まで4日間のうちに学級内で発生したことを推認できる。

そして、本件手紙が渡された後、児童Aは、4月14日から4月23日まで登校した後、4月26日から不登校となったものであるところ、追加調査における担任の聴き取りからは、担任は、本件手紙が渡された後、児童B又は児童Dが、児童Aに対して、具体的な行為に及んだ場面を見つけた場合は、児童B又は児童Dに注意・指導をするつもりであったが、児童B又は児童Dの児童Aに対する具体的な行為を見つけることがなかった。

保護者からの聴き取りからは、児童Aは、本件手紙を出した後も、保護者に対し、「今までと特に変わらない。」「見ていない隙を狙って、叩くまねとか蹴るまねはされる」と学校での様子を話していたことが認められる。保護者は、令和3年4月13日に、手紙を渡した後、担任と話をしているところ、担任からは、様子を見ますとの対応を示されたことから、児童Aに対し、「先生にお手紙出したけど、どうだった」と聞き、前述の児童Aからの話が出てきたものであり、本件手紙を出した当時の保護者の心情からして、何よりも先に、本件手紙を渡した後の学級内での様子の変化について、家庭内の会話のなかで児童Aに確認することは当然行われたものであるといえる。

児童Aは、1年生のときからアフタースクールで、「いやなことを言われたり」していた児童B及び児童Dが3年生の新たな学級編成で児童Aと同じクラスになり、学級内で4月初旬には保護者が本件手紙を出す状況にまで至り、担任が注意・指導

する機会がなかったにもかかわらず、児童Aが苦痛を感じるような児童B又は児童Dからの行為が全く発生しなくなるということは容易に想定し難いことも踏まえると、保護者からの聴き取り結果のみによっても、具体的な日時、行為態様、回数までの事実認定は困難であるものの、当該②の事実が、令和3年4月13日から4月23日までの間にも発生していたものと推認できる。

ウ 前記3(2)の調査対象事項記載③の事実については、令和5年報告書根拠資料に加え、今回の追加調査における児童A及び保護者からの聴き取り、保護者から提出された資料（録音反訳を含む）から、優に認定できる。

エ 前記3(2)の調査対象事項記載④の事実については、令和5年報告書根拠資料に加え、今回の追加調査における児童A及び保護者からの聴き取り、保護者から提出された資料（録音反訳を含む）及び児童Dからの聴き取りから、「令和3年4月23日にアフタースクール前のトイレの個室に関係児童が入っていた時に、ドアを開けた状態で、はやし立てたりしたこと」が認定できる。

なお、当該事実に関しては、令和5年報告書においては、「認知はしたが、全校児童を対象に行ったアンケート調査、アンケートに記述のあった児童やアフタースクール指導員への聴き取り調査から、事実の確認には至らなかった。」としていることから、以下、補足して説明する。

まず、前提として、令和5年報告書根拠資料からすると、当該事実に関しては、児童Aの保護者から当初から訴えがなされ、学校側が認知をしたことは明らかであるものの、上記アンケート調査、アンケートに記述のあった児童やアフタースクール指導員への聴き取り調査には、当該事実を認めるに足る資料はないといえる。

しかしながら、今回の追加調査における、保護者からの聴き取り、保護者から提出された資料（録音反訳を含む）、相談員からの聴き取りからは、保護者が令和3年4月23日（金曜日）に、アフタースクールに児童Aを迎えに行った際に、当該事実を目撃し、その足でそのまま担任に報告しようとしたが、担任と事前のアポイントをとっていなかったために担任と会えず、その数日後である4月26日に担任と当該事実について話をしている具体的な会話内容が明らかとなった。

また、保護者は、上記相談員に対しても、当該事実について同様の申告していることが認められた。さらに、保護者は、追加調査での聴き取り調査において、目撃状況を図に示しながら説明もできることが認められた。

当時、保護者は、児童Aが申告する学校内でのいじめやアフタースクール内でのいじめによって児童Aが登校に不安を感じている状況に接し、担任に本件手紙を渡して相談をしているところ、アフタースクール内で、まさに児童Aがトイレに入っているところ、ドアが開いた状態ではやし立てられているところを直接目撃したのである。

当時の保護者の心情からすると、この場面は強く記憶に残るものといえ、対象事

項記載③の事実に関する保護者の説明内容の信用性は大きいといえる。

そして、今回の追加調査における児童Dの聴き取り調査において、追加調査委員からの「児童Aに対して、児童Aが嫌だなんて思うようなことをした記憶とか、そういう覚えあるかな」という質問に対し、「アフタースクールのトイレで、その子がなんか、個室で一人で怖いからドアを開けてて、みんなで見えちゃうから閉めなよって・・・」との回答があった。

追加調査委員からの質問は、嫌だと思う内容については開かれた質問（オープンクエスション）としてなされており、当該児童Dの回答は、客観的には、「児童Aがアフタースクールのトイレに入っている際、そのドアが開いている状態で、それを他の児童が見ている状況」を具体的に説明するものであることから、保護者の説明を十分に裏付けるものである。

カ 前記3(2)の調査対象事項記載⑤ア「児童Aと[]小学校教員との関わり」について

①令和3年4月13日

担任は、保護者からの本件手紙を受けて、学校内での児童A、B及びDの様子を見ることとし、その考えを保護者に伝えた。また、担任は本件手紙の内容を管理職に共有した。

②令和3年4月26日

保護者から提出された令和3年4月26日の保護者と担任との会話についての録音反訳によれば、概要、以下の事実が認められる。

児童Aは学校を欠席し、保護者は、児童Aの担任に対して、アフタースクール内でのいじめや児童Aが児童Bと児童Dの言動を嫌がっていることや怖がっていることや困っていることなどを伝えた。

また、担任からは、担任からみた児童Aの教室内での様子が伝えられ、児童Aに対して、嫌なことを言ったり、言葉遣いが悪かった場面があれば、注意できるが、ひっそりと行われた場合は、誰かが担任に言ってくれたら、これを機会に公に指導や注意ができる旨の対応策が話されている。

そのほかに、学活の時間の中で、誰のことは示さずに、困っていることの話素材に、「みんなだったらどうする」というかたちで話題にすることができる旨の対応策が伝えられた。

当日は、児童A及び保護者の訴えに対して、具体的な対応策が決まることはなく、翌日以降に、児童Aが登校できるかを待つという方針が取られた。

③令和3年5月6日

教務及び担任、児童A及び保護者の4名で面談が実施された。

追加調査において、保護者から提出された録音反訳によれば、概要、以下の事実が認められる。

児童Aは、登校した後の不安として、先生がいない時間に不安を訴えた。

保護者は、児童Aの許可を得て、令和3年4月にアフタースクール内で女子児童の胸や股を無理やり触れさせられた際の関係児童として、児童Eの氏名を挙げた。また、児童Aは、先生がいない時に、嫌なことを言われる旨申告した。また児童Bが蹴るマネをする旨申告した。

教務及び担任は、学校側の対応策として、どのような方法がよいかを考えているとして、児童Aに対しても意見を求めた。

児童Bと児童Dがそばにいと怖いという児童Aの気持ちが打ち明けられ、クラス内での座席替えの方法について話題となった。児童Aは体育の着替えの際はあまり困ることはない旨話した。

児童Aが休んでいた理由を他の児童から聞かれた場合にどのように答えるかについて話題となった。この話題の中で、児童Aは、児童Bが怖いという理由を挙げた。児童Aは、自分の気持ちを児童Bに知ってもらうことについても怖いとの気持ちを示した。

教務及び担任は、児童Aが児童Bの言動に嫌な気持ちを持っていることを児童Bに言わなければ気づかない旨の考えを繰り返し示したが、当日は、児童Aの回答は沈黙が複数であった。

この話題は、「言うとか言わないっていうのも、別に明日とか来週とかに言いましょうとか、そういうことじゃなくて、児童Aが、やっぱりこれは言った方がいいなあと思った時には力になるし、一緒に入るし、そういうこともできるよってこと。それ伝わった？」という担任の発言で終わっている。

その後は、翌日の5月7日の児童Aの登校の方法に関する話がなされた。この登校の方法として、保護者が児童Aと一緒にいくことに加え、担任も通学路の途中で待ち合わせをしたうえで、登校することとした。

④令和3年5月11日

小学校の会議室において、午後3時30分から午後4時30分まで、小いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という。）が開催された。

ここではスクールカウンセラーも含めて児童Aの不登校についての対応を検討し、その結果を担任が保護者へ電話連絡することが決まった。同日、担任は保護者に電話して報告した。この報告の中には、二人が怖くて来られないなら、転校も考えられるという内容も含まれていた。

⑤令和3年5月28日

保護者から提出された令和3年5月28日の保護者と児童Aの父親（以下「父親」という。）と教頭と面談の録音反訳によれば、概要、以下の事実が認められる。

教頭からは、保護者が4月26日に担任に報告したアフタースクールでの出来事（調査対象事項記載③④）について、アフタースクールの担当者に名前を出さず共有し、注意や指導をしてほしい旨伝えたとの話がなされた。

アフタースクールからの返事によれば、担当者は出来事について見ていないとのことであったため、他の職員で現場を見た者がいた場合は教えて欲しい旨の依頼をしたが、その後、返事はなかったとの話がなされた。

保護者からは、学校内でいじめ問題対策委員会が立ち上がったかについて質問があり、教頭からは、令和3年5月11日のケース会議がいじめ対策委員会にあたるとの認識が示された。第2回目の委員会はこれから開催する考えにある旨の話があった。

教頭からは、具体的な名前を出して事実確認をしたい考えが示されたが、保護者からは、児童Aは自分が先生に言いつけたと知られたくないことを伝えた。教頭からは、名前を出さずに事実行為だけをあげて確認する方法や保健の授業のような方法、アンケート、担任がひとりひとりと面談して事実を引き出す方法などが挙げられた。

保護者からは、方法については、教頭の一存ではなく、他の先生たちの意見を聞いて、一番安全な方法を考えて、再度連絡をいただきたい旨の回答があった。

また、保護者からいじめをした児童に対する指導方法について質問があり、これに対し、教頭からは、個別に指導し、謝罪まで持っていきたい旨の考えが示された。

さらに、保護者からは、児童Aが登校を再開する際の具体的な対応の質問があり、これに対し、教頭からは、会議室や保健室などの別室で過ごす方法や教務やたまごプロジェクトの大学生や教頭が児童Aのそばで見守る方法などの案が話された。

これを受けて、保護者、父親及び教頭の間では、6月1日から、先生方が児童Aのそばに必ず付き、見守りをする対応をすることとなった。

なお、令和3年5月11日の会議について、前記④のとおり、いじめ問題対策委員会と認定した理由を補足する。

追加調査において、XXXXXXXXXX小学校から令和3年度4月分に報告された「いじめ被害認知児童生徒報告書」には、新規1名と記載があり、児童Aの氏名及び欠席日数が4日と記入されていることを確認した。

以上のことから、XXXXXXXXXX小学校においては、令和3年5月11日時点では、児童Aのケースをいじめ被害認知児童ケースとして扱っていたことが認められ、実質的な会議内容は不登校支援に関する事項が中心であることに照らすと、教頭を含め、会議の参加者が当日のこの会議がいじめ問題対策委員会であるとの認識を十分に有していたかについては疑問ではあるとしても、形式的にはいじめ問題

童のアンケートと照らし合わせて何が起こったかを解明し、そのうえで、加害者の保護者に伝えて謝罪をするためと話をした。いじめの再発防止につなげるためとの話をした。

⑫令和3年6月23日

児童Aが朝登校する通学路で、担任は、児童Aと前日の学校での様子や本日の予定について話した。児童Aはうなずきながら担任の話を聞いていた。

⑬令和3年7月1日

児童Aは朝から登校した。担任が、迎えに行き、登校途中に通学路で児童Aに朝から登校できたことを褒めた。担任は、児童Aに学校で困っていることはないか聞いたところ、「とくにない」との回答だった。

キ 前記3(2)の調査対象事項記載⑤イ「児童Aに対する学習保障の対応」について

①令和3年4月26日以降の児童Aの不登校時の対応

児童Aが不登校になってから、担任は、児童Aがどうやったら学校に来ることができるかという考えが中心にあり、放課後登校や別室登校の方法や児童Aを迎えに行く方法の提案をしつつ、児童Aが登校した際に、学校でプリントなど学習してもらおう考えにあった。

したがって、児童Aが不登校の場合は、学校側から児童Aへ物理的な学習教材の提供はなかった。

令和3年6月1日朝、担任が児童Aに電話をし、その会話のなかで、理科で学習しているモンシロチョウの幼虫について話をした。

令和3年6月3日朝、担任が児童Aに電話をし、その会話のなかで、算数科の学習内容（表とグラフ）の話をした。

②令和3年6月8日又は6月10日

保護者から提供された資料によれば、学校側は、仲の良い友達と会う機会を設ける取り組みを提案し、その具体的内容として、友人が放課後手紙や学習プリントを届けることを提案した。

また、図書館の本を借りるなど、目的を持って短時間の登校をすること、その登下校は教職員が付き合うことを提案した。

登校した後、教室以外の場所（保健室）などで過ごす、別室登校や保健室登校を提案した。タブレットでつないで授業に参加することも可能とした。

③令和3年6月9日

担任が児童Aと教室で、学校の様子を話し、絵をかく会の作品を描くことを促したところ、児童Aが「描きたい」と言い、担任が児童Aと一緒に運動場に行き、児童Aが樹木の絵を描いた。担任は児童Aが絵を上手に描けていることを褒め、次に登校したときには絵の続きとテストを行うことを伝えた。

④令和3年6月10日

児童Aは放課後登校をし、樹木の絵に取り組んだり、社会科のテストを行ったりした。

⑤令和3年6月11日

児童Aは放課後登校し、国語科のテストを行った。

⑥令和3年6月15日

児童Aは朝から登校し教室に入った。担任は「大丈夫だよ」と声をかけるなどして励ました。1時間目終了後、児童Aが「もう帰りたい」と訴えたため、担任は明日も安心して学校に来て欲しいことを伝え、児童Aが帰宅した。

⑥令和3年6月16日

児童Aは祖母と一緒に放課後登校をした。担任と児童Aは、児童Aの家での過ごし方の話をし改善点を指摘した。担任は児童Aが学習をしている点を褒めた。

⑦令和3年6月17日

児童Aは朝から登校した。担任は、児童Aが朝から登校したことを褒め、「よく頑張っているね」と声をかけたところ、児童Aはうなずいた。

⑧令和3年6月18日

児童Aは朝から登校した。担任は、通学路で、児童Aが朝から登校したことを褒めたところ、児童Aは、「うん、頑張っているよ」と答えた。

⑨令和3年6月22日

児童Aは放課後登校し、30分間、算数科のテストやドリル直しを行った。担任は、児童Aがドリルを進めていたことを褒めた。

⑩令和3年6月25日

児童Aは祖母と一緒に放課後登校をした。担任が当日の学校の様子を話し、プリント学習を進めた。児童Aは担任の話を聞き、学習にも取り組んだ。

⑪令和3年6月28日

児童Aは祖母と一緒に放課後登校をした。担任が当日の学校の様子を話し、プリント学習を進めた。担任からの、6年生が農山村留学に行っている話に興味を示し、学習にも取り組んだ。

⑫令和3年6月29日

児童Aは祖母と一緒に放課後登校をした。6年生が農山村無事帰ってきたことを担任が話すと、「よかったね」と答えた。児童Aはプリント学習を中心に行った。

⑬令和3年6月30日

児童Aは祖母と一緒に放課後登校をした。プリント学習を中心に進め、担任が、児童Aが頑張っていることを褒めた。

⑭令和3年7月6日

児童Aは放課後登校をした。テスト1枚を行い、国語ドリルの丸つけをした。

担任が学習参観の様子を話したり、児童Aの休みの間の様子を聞いたりした。

⑮令和3年7月8日

児童Aは、午後1時ころに登校し、5時間目終了後いったん下校した。午後5時15分頃、児童Aは保護者と来校した。担任が翌日の過ごし方について、児童Aと保護者と確認をした。児童Aからは、「自分が転校することをクラスのみんなに伝えて欲しい」との申し出があり、担任はこれを承諾した。

⑯令和3年7月9日

児童Aは朝から登校し、6時間目終了まで学校で過ごした。学活の時間に学級の児童から児童Aに渡すメッセージを書き、残りの時間で児童Aの希望でドッジボールをして遊んだ。

ク 前記3(2)の調査対象事項記載⑤ウ「児童Aの転校の手続きに関する対応」について

①令和3年6月8日

保護者から提供のあった資料のとおり、保護者が教頭と面談を行い、転校も考えていることを伝えた。これに対し、校長は、保護者に対し、転校の手順を伝えた。その後、校長から、保護者に対し、もう少し学校の取り組みを伝えたい、やってみたい、待つて欲しいとの話があった。これを受けて、保護者は6月9日から11日までの間で、承諾した。

②令和3年6月11日

保護者は、校長に対し、転校も考えていることに変化がない旨を伝えた。もともと、万が一、児童Aが転校しないと言い出した場合は、4年生になる際にクラス替えをして欲しいことを伝えた。

③令和3年6月15日

保護者は、校長から、転校手続の進捗及び手順について説明を受けた。

④令和3年6月17日

保護者は、校長から、転校手続の進捗及び手順について説明を受けた。

⑤令和3年6月23日

保護者は、校長から、転校手続について、教育委員会から転校先である■■■小学校の校長と連絡をとり面談となること、転校の手続きについては教育委員会に問い合わせることと学事課及び教育支援課の担当者が伝えられた。

⑥令和3年6月24日

保護者は、学事課担当者との電話にて、学校と教育委員会との間で手続きが終了していないこと、調整がつき次第校長から連絡があることを伝えられた。

⑦令和3年7月5日

保護者は、学事課担当者との電話にて、試行通学後の手続きの流れを伝えられた。

⑧令和3年7月12日

千葉市立[]小学校において試行通学が開始された。夏季休業を挟み、令和3年9月3日まで実施した。

⑨令和3年9月6日

千葉市立[]小学校に転入した。

(2) 評価

ア 初期対応が不十分であった

令和5年報告書においては、学校が反省すべき点として、「いじめに対する初期の対応ができなかったこと」が挙げられている。そして、「4月13日に保護者から手紙による訴えがあった際、担任から管理職への報告はあったが、管理職を含めた組織で対応することなく、保護者からあった学級での様子を見てほしいという要望のままの対応のみで、有効な手立てを実践することができなかった。いじめの対応ができなかった原因として、管理職を含めた速やかな組織対応ができなかったこと、児童の感じている苦痛を察知できず、児童に寄り添えなかったこと、保護者の不安への対応ができなかったこと、学級内のいじめを確認することができなかったこと」が挙げられている。

追加調査委員は、さらに、以下の点からも本件での初期対応が不十分であったと評価する。

第一に、確かに、本件手紙には、「様子を見ていただけると幸いです。」と記載されているが、本件手紙には、児童Aが、新年度にスタートした新しいクラスにおいて、先生のいない休み時間や先生が見ていない隙を見て、友達から意地悪をされることを泣きながら保護者に話し、学校にいけないと訴えたことも記載されており、児童Aは、担任の目が届かない場面で意地悪をされていることが容易に想像できる。そうすると、担任が、自分が見える範囲での様子を見ることによって、児童Aの状況を改善することはほぼ期待できないといえるから、保護者の要望の有無にかかわらず、様子を見ることにとどまることとした初期対応は不十分であったといえる。

第二に、確かに、担任と保護者の令和3年4月26日の会話では、今後の対応として、複数の対応策が挙げられているが、結局、具体的な対応策は決まらず、児童B、児童Dに対する事実確認や注意・指導につながることはなかった。令和3年4月26日に、保護者が担任に訴えたアフタースクールでの出来事は、児童Aが、女子児童の胸や股を児童B及び児童Dらによって、無理やり触れさせられたことやトイレの個室に入っていた時に、ドアが開いた状態で、はやし立てられたりしたことであり、4月13日の手紙で、児童Bや児童Dからの意地悪による苦痛を泣いて保護者に訴えていた児童Aが、これらの事実により受けた苦痛が大きいことは想像で

きるうえ、トイレに関する件は、保護者が直接目撃したのであるから、児童Aの申告以外に、アフタースクールの職員から又は児童Aの保護者から聞いた話という切り口で、児童Bや児童Dに対し事実の確認や一般的な注意や指導へとつなげる対策案を保護者に示すことも可能であったといえる。

第三に、児童Aが令和3年4月26日から不登校となった後、5月11日に開催されたいじめ問題対策委員会での議論の内容は、児童Aがどのようにしたら登校できるかという、いわゆる不登校状態の解消に対する対応策が中心であって、その後の学校側と保護者との話し合いの中でも、いじめに対しての具体的な解決策が提示されないまま児童Aに登校を促すための手法に関する相談が中心であった。不登校はいじめ被害による防御的反応と捉えることができる。学校が最優先すべきは、児童Aにとって安心・安全な環境の提供、すなわち、いじめそのものの解消であった。

にもかかわらず、未だ、児童Aにとって安心・安全を担保する十分な環境改善が図られていない状態のまま、児童Aに登校を促すことは、児童Aにとって危険で不安な場所に戻すことを促す行為である。

今回の学校側の初期対応は、いじめそのものの解消に向けての対策よりも、不登校状態の解消に向けた対応に意識の比重が大きく偏っていたと言わざるを得ず、不十分であったと評価できる。

また、学校側が実現可能な具体的な解決策のないまま「どうすれば来られるか」を児童Aの判断に委ねる対応をしたことも不十分な対応である。

イ 事実関係の確認・調査が不十分であった

令和5年報告書においては、「いじめの事実関係を調査する初期対応が遅れたことも学校が反省すべき点である。初期対応が遅れた原因は、管理職のいじめに対する意識が低く、管理職・教務主任・担任がどのような調査を行うかを検討するのに時間がかかったこと、児童の感じている苦痛に迅速に対応しなければならないという意識が不足していたことが挙げられる。」としている。

さらに、追加調査委員は、事実関係の確認・調査が以下の点でも不十分であったと評価する。

令和5年報告書2(2)対策委員会における調査・審議の概要及び過程の記載のとおり、当時、学校は、追加調査での調査対象事項①②③④について、令和3年5月11日から7月2日までは、アフタースクールでの出来事にあたる③④を中心に聞き取り調査やアンケート調査を実施し、①②については、令和4年6月から12月までの間に、対策を協議し、聞き取り調査を行っている。①②については、事案から1年以上経ってからの調査であり、この事実関係の確認・調査は遅きに失したと言わざるを得ない。

さらに、児童Aの不登校の解消のためにも、アフタースクールでの事実確認・調

査よりも、児童B及び児童Dらと同じクラスになったことにより発生していた学校内での先生の目が届かない場面でのいじめ行為の事実確認が先行されるべきであった。児童Aは令和3年5月からは、アフタースクールに通わなくなったのであるから、より重点的に対応すべきは②の事案である。すなわち、初期段階での事実関係の確認・調査の対象の選定も不十分であった。

ウ 児童Aの不安を解消する対策が不十分である

令和5年報告書においても、「管理職のいじめに対する意識が低」かったことが挙げられているところ、追加調査委員は、さらに、以下の理由から、管理職を含む教職員のいじめに対する意識の低さが、児童Aの不安を解消することに至らなかったと評価する。

本件手紙に記載された内容、追加調査での担任の聴き取り、保護者から提出された令和3年4月23日の保護者と担任の面談の録音反訳からは、担任が、児童Bや児童Dの言動による児童Aの心理的苦痛に対して、児童Bと児童Dの言動を一般化し、児童Aの不安や苦痛に寄り添えていなかった可能性がある。

児童Aは、1年生の時のアンケートにおいて、嫌なことを言われると回答していたのであるから、3年生になり、児童Bと児童Dと同じクラスになってからの言動により、児童Bと児童Dが怖くて学校に行けないとして泣いて母親に訴えたように、その心理的苦痛は相当であったといえる。

そして、前述のとおり、学校側は、児童Aが登校できるような対策を、保護者や児童と話し合っているが、児童Aは沈黙するか、具体的な回答ができない場面が多かった。安全な教育環境を用意する責任は学校側にあり、そのための具体的方法を示すことも学校側の義務である。児童Aに「どうすれば来られるか」と尋ねることは、児童Aの不安を解消する対策としては不十分であった。

また、児童Aは、令和3年5月は合計2日間、同年6月は合計15日間、同年7月は合計4日間、登校しているものの、見守りや声掛けや別室で過ごすことが中心であって、児童Aが学級内で過ごすことへの不安を解消するための具体的な対策は十分ではなかった。

さらに、4月13日の手紙により、児童Aの心理的苦痛を覚知した後の学校側の対応は、児童A及び保護者からの、「自分が先生に言ったことが知られたくない」という秘匿希望を優先し、具体的な事実関係の調査や直接的な指導へ向けた対応を先送りしたとの評価が相当である。その結果、事実関係の解明がなされないまま状況は放置され、保護者及び児童Aは、「何もしてくれない」という失望感が生じ、不登校の継続、さらには転校へと至ったといえる。

いじめに対する対応として、被害児童及び保護者の意思に配慮することは当然としても、最も重視すべき目的は、「いじめそのものの解消」である。

「いじめそのものの解消」に向けての児童A及び保護者から述べられた秘匿の希

望は、「手法の選択」に関わる考慮事項に過ぎない。学校側は、児童A及び保護者からの秘匿希望にとらわれすぎていたといえこの点でも不十分であった。

エ 組織的対応が不十分である

前述のとおり、児童Aは1年生のアンケートで、嫌なことを言われたと回答していたのであるから、児童Aが児童Bや児童Dと3年生でのクラス編成で同じクラスになった後に児童Aから4月13日の手紙に記載されたような訴えがある可能性やその場合の対応などについて、アフタースクールとの情報共有や学校内での情報共有が十分になされていれば、より有効な初期対応をとることができていた可能性は否定できない。

担任は、本件手紙を受け取った後、管理職と情報を共有したが、その後、管理職から担任まで十分なフィードバックがなされていない。

また、令和3年5月28日の保護者と父親と教頭との面談における会話からは、教頭が、いじめの認識や5月11日の会議の位置づけや意味などについて明確に回答できていない場面や今後の対応策についてその時点での学校側の考えをわかりやすく伝えることができていない様子が見て取れる。このような状況からも、学校において、いじめ問題に対する組織的対応が不十分であったといえることができる。

オ 児童Aの学習権の保障という意識が不十分である

令和5年報告書は、「児童Aについては、居住地の学校ではないところへ通学することは、長期休業中や近所での遊び、進学等のことなどを考えると制限されることも多いので、転校以外の方法を提案できなかったのは、学校の至らなかつた点である」としている。

追加調査委員は、さらに、以下の理由から、学校側の児童Aの学習権の保障という意識が不十分であるとの評価を加える。

児童Aは、令和3年6月には、放課後登校などを通じてプリント学習などを行っているところ、それ以前は、学校側は不登校対応の意識が強く、学校に登校した場合にはプリント学習が可能であったが、児童Aが登校できない場合の学習の機会の提供については特に対応はしていなかった。その結果、保護者の方で、5月11日の時点で通信教材の申し込みをするに至っている。

当時の児童Aの訴えの内容からすると、不登校が継続する可能性はあったというべきであり、その場合の児童Aの学習の機会の提供として何らかの方法を提案することが可能であったといえる。

例えば、追加調査において保護者から提供された資料には、放課後に学習プリントを届ける方法も提案されている。また、不登校であった6月1日及び2日には、担任が児童Aに電話をかけ、その際、理科の学習の内容や算数科の学習の内容の話をしている。

このように登校時の学習と比較して、量と質ともに十分でなかつたとしても、学

校側から不登校となっている児童Aに何らかの学びの機会を提供することは可能であったといえる。

学校が、初期対応において、児童Aに転校の選択肢を示したことや児童Aの訴える事実関係の確認・調査が不十分であったことは、児童Aの[]小学校での学習権の保障が十分になされるべきであるとの意識の低かったことを示すものである。

4 追加調査委員の見解

追加調査委員としては、追加調査の結果、いじめの初期対応において、転校の選択肢を示したことは、保護者に対して学校側の問題解決の姿勢が消極的であると感じさせるものであったと考える。転校については、学校側があらゆる対策を尽くした後の最終手段であるべきであり、いじめの問題について具体的な対応や改善の取り組みがない令和3年5月11日の時点で、担任を通じて、保護者に転校の選択肢を伝えたことは、適切ではなかったといえる。

そして、その背景には、管理職を含む教職員のいじめに対する意識の低さがあったと考える。いじめ防止対策推進法では、いじめは被害者の主観（心身の苦痛）から評価しており、加害者にいじめる意図があったかは問題とならない。そして、いじめは学校の内外を問わず、同じ学校の児童や「一定の人的関係」がある者の間で行われる行為はすべて対象となる。したがって、アフタースクールでの出来事も学級内の出来事も同様の意識で対応しなければならない。

学校側の対応は、保護者及び児童Aが、学校への信頼を失うに足るものであったと考えられるから、学校側が組織としていじめ問題に対し高い意識を持ち、初動から実質的な介入を行っていれば、児童Aの転校という結果を回避できた可能性も否定できないと考える。

5 同種事態の発生防止のための対応について

令和5年報告書では、再発防止に向けての提言として7つ挙げられているところ、追加調査委員として、特に同種事態の発生防止の観点から、以下の点を加える。

- (1) 校内研修では、特に、いじめの初期対応の重要性を理解すること、及び匿名希望、秘匿希望の訴えがあった場合の対応方法や具体的な対応スキルの習得に努めること
- (2) 保護者や対象児童本人から匿名希望、秘匿希望の訴えがあった場合でも、いじめ防止対策推進法に基づき、事実確認等の調査や関係児童への指導を適切に進めていくことが必要であることを十分に理解すること
- (3) 不登校時の学習権の保障の観点から、安心できる場の確保、ICT等を活用した学習支援等、ひとりひとりの児童の継続した学びの体制作りを目指し、学習不安を理由とした転校を防ぐこと

- (4) 転校という手段への言及は、あらゆる対策を尽くした後の最終手段であるとの意識のもと、学校内の環境改善の取り組みが不十分な段階での安易な言及は行わないよう留意すること。

以上